

内四段ヲ雜貨及米等約百二十噸積着中一ヲ京橋區明石所地
先築地川南明橋際ニ囤積シ其ノ中ノ一一段ヲ爭議團本部トシ
テ罷業ヲ決行セリ

(2) 前記ノ通り罷業ニ入レルヲ知りタル事業主人極度ニ狼狽
シ爭議解決斡旋方ヲ水上署ニ願出ヲタルヲ以テ公署ニ於テ
三月一日午前十一時ヨリ事業主側ヨリ

事業主 佐原儀一 事業主加盟 大船組合長、竹内岩吉
全書記長 馬場伊之助

労働者側ヨリ

組合長 遠藤次郎 主 事 岡見鶴一
顧問 皆川利吉

ヲ招致シ交渉ヲ斡旋シタル結果午後四時三十分ニ至リ左ノ
通り一時的妥協成立シ要求書ニ對スル正式回答ハ三月八日
之ヲ為スコトナレリ

(一) 労資及左記協定事項ヲ実行セルモ船夫ハ三月九日ノ解決
迄休業セリ)

協定事項

(1) 事業主人三月一日中ニ仕込金ヲ支給スルコト

(2) 荷船ヲ即時東京大船組合ニ引渡スコト

(3) 事業主人誠意ヲ以テ要求事項ニ對シ回答スルコト

但シ回答期日ハ三月八日午前十時迄延期スルコト

(4) 大船組合ハ本爭議解決ノ為斡旋スルコト

(5) 前記協定ニ基テ三月八日午前十時ヨリ水上署ニ於テ労資代
表會見交渉セルヲ解決ニ至ラズ更ニ翌九日午前十時ヨリ三
午迄ノ間水上署ニ於テ労資會見交渉ノ結果別記(二)條件ヲ以
テ圓滿解決セリ

右及甲(通)報候也